

死因究明・個人識別システム研究会規約

制定 平成 30 年 1 月 14 日

(名称)

第 1 条 本会は、「死因究明・個人識別システム研究会」と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、国内外の死因究明・個人識別システムの現状と課題について情報交換、研究ならびに関係各所への提言を行い、これによりわが国における死因究明・個人識別システム改善に貢献し、あわせて会員相互の協力親睦を図ることを目的とする。

(事業等)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- (1) 研究会の開催および研究成果の発表
- (2) 出版物の編集、刊行
- (3) 調査研究計画の立案および実施
- (4) 会員研究者ならびに内外の学会との連絡、交流および協力促進事業
- (5) その他本会の目的にとって適当と認められる事業

2 本会の事業年度は毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

3 本会の経費は会費・委託研究費・寄付金その他の収入をもってあてる。

(会員)

第 4 条 死因究明・個人識別システムを研究する者は本会の会員となることができる。

2 大学所属の学生は学生会員になることができる。

3 本会に入会しようとする者は会員 1 名の推薦状を添えて事務局に入会の申込みを行い、会長の入会審査を経て総会で承認されなければならない。

4 会員は研究会等本会の事業に参加し、総会に出席することができる。

5 正会員は総会における決議権を有する。

(会費)

第 5 条 会員は毎回の総会時に以下に定める会費を納入するものとする。

- (1) 正会員 1,000 円
- (2) 学生会員 0 円

2 一旦納付された会費は、退会しても返却しないこととする。

(役員)

第6条 第3条の事業等の活動は、幹事会が行なう。

- 2 幹事会は10名以内の幹事により構成する。
- 3 幹事の選出は幹事会で行い、総会の出席者の過半数で議決する。
- 4 幹事の任期は定めない。
- 5 幹事会は互選により下記の役員各1名を選出する。
会長・・・・・・・・研究会を代表する。
副会長・・・・・・・・会長を補佐する。
会計監査・・・・・・・・会計の監査を行う。
事務局長・・・・・・・・必要な事務および会計を総括し、本研究会の広報を行う。
- 6 役員任期は3年とする。
- 7 前項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の幹事が選任されていない場合は、引き続き前任者がその任にあたる。

(総会)

第7条 本会は毎年1月に総会を行う。

- 2 総会ならびに研究会の開催者と開催場所は幹事会が決定する。
- 3 幹事の過半数が必要と認められた時、または会員の5分の1以上の請求ある時は、会長は臨時総会を開かなければならない。
- 4 総会が成立するためには、全会員数の3分の1の出席を要する。ただし、受任者を明記した委任状を出席の代わりとすることができる。その場合は、議決に加わることはできない。
- 5 総会は次の事項を議する。
 - (1) 本会の活動
 - (2) 会員・幹事の人事
 - (3) 会計収支報告
 - (4) その他総会が必要と認めた事項
- 6 総会の議決の原則は出席者の過半数とする。
- 7 会長は研究会に対し、総会で事業に関する報告をしなければならない。
- 8 事務局長は研究会に対し、総会で会期中の会計収支ならびに次年度予算報告をし、承認を得なければならない。
- 9 会計監査は会計収支報告前に会計監査を実施し、総会で報告しなければならない。

(事務局)

第8条 本会の事務局は次の場所におく。

京都市上京区河原町通広小路 上る 梶井町 465 京都府立医科大学法医学教室内

(個人情報)

第9条 本会が管理する会員の情報は以下の目的の他にこれを利用しない。

- (1) 事業実施および総会運営にかかる事務
- (2) 会費請求等にかかる事務

(規約の変更)

第10条 本会の規約の改廃は、総会の出席者の過半数で議決する。

(その他)

第11条 その他本会の運営に関して必要な事項は規則細則でこれを定める。

2 規則細則は、会長が総会に提出し、総会の出席者の過半数で議決する。

3 本規約に定めのない事項については、幹事会の議をもって定める。

附則

第1条 この規約の規定は、平成30年1月14日の本会発足時から効力を発する。

第2条 発足時の幹事および役員（ ）内は以下のものとする（敬称略）。

千葉大学・京都府立医科大学	石原 憲治（会長）
千葉大学・東京大学	岩瀬 博太郎（副会長）
東京医科歯科大学	上村 公一
東京女子医科大学	武市 尚子
岩手医科大学	出羽 厚二
滋賀医科大学	一杉 正仁
龍谷大学	福島 至
山口大学	藤宮 龍也
東京医科歯科大学	櫻田 宏一（会計監査）
京都府立医科大学	池谷 博（事務局長）